

# 補償物件調査特記仕様書

## 1 適用

(都) 南町宮崎町線補償物件調査積算業務委託(8-1)における業務に適用する。

本業務の履行にあたっては、委託契約約款・物件調査等業務標準仕様書・損失補償算定標準書・各算定要領・その他関係する規定等及び本特記仕様書を遵守し、適正に履行するものとする。

## 2 現地調査等

調査員が現地において調査対象者と折衝するに当たっては、懇切丁寧を旨とし、いやしくも本市の信用を害するような言動をしてはならない。また、事故等が発生した場合は速やかに監督職員に連絡すること。

## 3 打合せ

打合せについては監督員の指示があった場合はその都度打合せを行うものとし、当初・中間・完了前の計3回は最低限行うこと。

## 4 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について疑義の生じた場合は、本市の解釈によるものとする。また、作業の細目については、監督員の指示に従わなくてはならない。

## 5 法令の遵守

作業の実施にあたっては、民法その他関係法規を遵守しなくてはならない。

## 6 成果品の提出

- (1) 成果品の提出に当たっては、数量・単価・積算・算定方法・金額・図面表示・添付資料等の全体的な精査を必ず実施し、遺漏・修正等が無いよう十分な品質を確保すること。
- (2) 成果品には、主任技術者・照査技術者が精査した証として「照査チェックシート」を添付すること。
- (3) 成果品は、正本(印刷物)1部のほか、電子媒体(CD-R)1枚を所定の期限までに必ず提出すること。
- (4) 納入した成果品の内容に脱漏等が発見された場合は、監督員の指示に従い速やかに調整しなくてはならない。
- (5) 成果品を納入する際は、本市が貸与した調査資料を返納するとともに、必ず監督員立会の上、調査結果について所要の説明を行わなくてはならない。

## 7 発注者からの損害賠償請求等

上記6の趣旨に反し契約不適合の成果品を提出した場合、履行期限内に業務を完了しない場合、その他債務の本旨に従った履行をしない場合などにおいては、発注者から受注者に対して契約約款に基づき履行の追完、委託料の減額、損害賠償及び違約金の請求等を行う場合があることについて留意すること。

## 8 その他

- (1) 本委託業務を履行するにあたり、主任技術者・照査技術者をそれぞれ配置し発注者にその旨届出ること。
- (2) 受注者は、本市から立ち会いの要請があった場合は、主任技術者もしくは調査の内容を把握している者が速やかに立ち会いに応じること。
- (3) 作業の範囲及び委託件数等に変更が生じた場合は、速やかに発注者に報告し監督員の指示を受けること。
- (4) その他この仕様書に定めのない事項に関し、本市の指示に従わなくてはならない。